

国土強靱化基本法とは

■公布・施行 平成25年12月11日

■目的

今すぐにも発生し得る大規模自然災害等に備えて、
早急に事前防災及び減災にかかる施策を進める。

◆そのために・・・

- (1) 大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して、大規模自然災害等に強い国土及び地域を作る。
- (2) 自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させる。

国土強靱化基本計画の策定

■閣議決定 平成26年6月3日

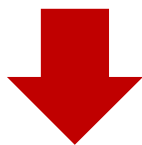
■基本的な方針

府省庁横断的に、地方公共団体や民間とも連携して国土強靱化に向けた取り組みを総合的に推進するための基本指針（自然災害に限定し、原子力災害・テロ等は除く）

→ 国土の健康診断にあたる脆弱性評価を踏まえて、強靱な国づくりの処方箋を示したもの

国土強靱化地域計画の策定推進

国土強靱化の取り組みを推進するためには、地方公共団体においても国土強靱化地域計画を策定し、地域特性に応じた施策を総合的かつ計画的に進めることが必要



複数のモデル都市を選定し、事例として他の地方公共団体等に紹介することで全国的に促進

15自治体が第1次モデル都市として選定
新潟市は日本海側で唯一のモデル都市

地域計画の策定趣旨と位置づけ

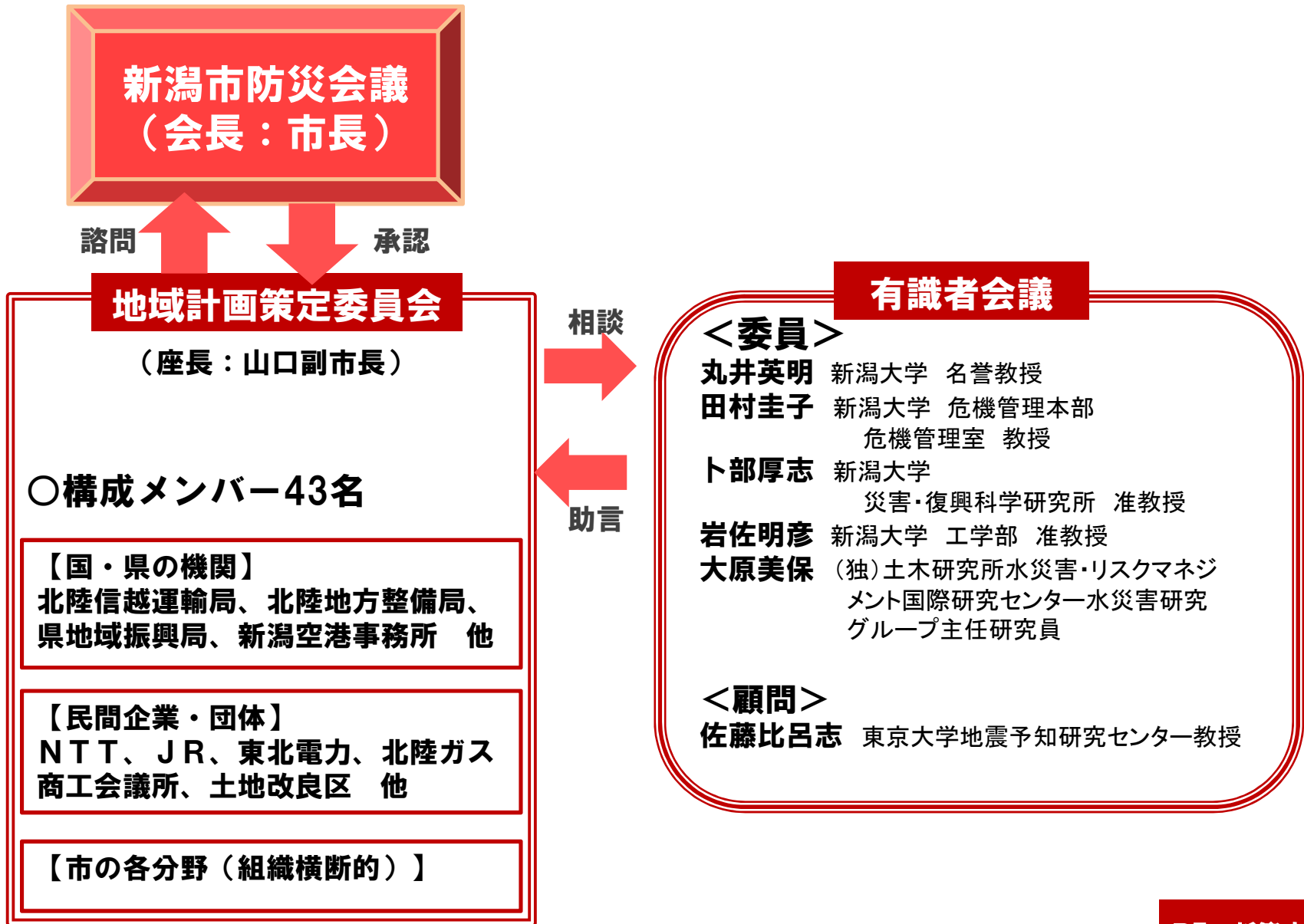
■ 策定趣旨

本市における国土強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進する指針として策定

■ 位置づけ

本市における国土強靱化に関し、本市の総合計画との整合性を図りながら、地域防災計画をはじめとする各分野別計画の指針

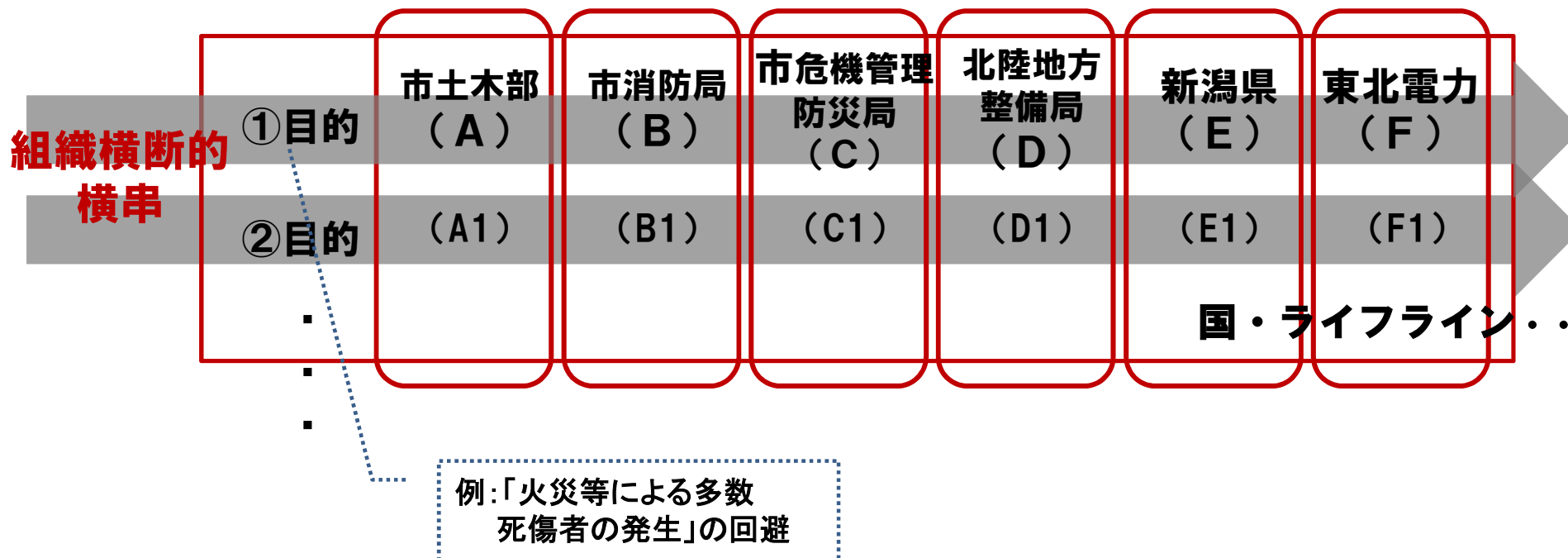
策定体制




策定イメージ

関係機関のあらゆる施策を目的別に集約・整理

組織横断的・横串



策定プロセス

会議等 / 月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
策定委員会	● 6/5				● 10/8			● 1/28		● 3/24
有識者会議						☆ 11/14		☆ 2/2		
市防災会議								幹事会 2/3	意見交換会 2/6	防災会議 3/26
パブリックコメント								 2/19~3/18		